

大 綱 主 要 項 目		開かれた市政の推進				
具 体 的 な 項 目		情報公開制度の推進				
実 施 計 画 項 目		情報公開制度				
担 当 課		総務課	関係課	全課		
No.Ⅱ-1-(1)		令和3	4	5	6	7
実施年度	実施計画	○	○	○	○	○
	効果又は数値目標	市HPに専用のページを開設	制度に関する職員向け資料作成とグループウェアへの掲示	制度運用の整備 職員研修の実施	職員研修の実施	積極的なデータ活用による情報公開
進捗状況	実績	D	D	D	C	C
	効果又は数値実績	—	—	—	個人情報等研修に絡めて説明あり	市HPに専用のページを開設
現状と課題						
個人情報保護法の改正に即した適切な情報公開制度の運用ができるよう体制を整備するとともに、市民が行政に関する情報を的確に把握できる環境を整える。						
課題解決に向けた方策						
・個人情報保護法の改正に即した情報公開の制度理解を図るため、運用マニュアル等を整備のうえ、職員研修を実施する。 ・「広報もおか」に情報公開制度の利用状況について掲載する。 ・情報公開すべきと思われる行政情報の積極的な開示を検討する。 ・HPに専用ページを開設する。						
具体的な取組内容						
【令和7年度】 ・「広報もおか」6月号に令和6年度の情報公開請求件数及び請求内容を掲載。 ・真岡市の情報公開制度について、ホームページを作成し積極的な情報公開に取り組んだ。						
総括（推進期間全体における成果等）						
情報公開制度の適切な運用については、本市の情報公開請求先（情報保有課）は概ね限定的であり、個別対応により適切に制度運用してきた。令和6年度に個人情報等の研修に併せて、情報公開制度において非開示情報となる個人情報に関する説明を行った。 情報公開請求によらない積極的な情報公開については、課ごとの判断ではなく、庁内で統一のルールを設けた運用をした方がよいと考えているが、方向性や検討範囲が決定しておらず、今後積極的な情報公開に向けた統一的な基準作成を進めていく必要がある。 情報公開制度に関する職員研修については未実施であるため、今後、積極的な情報公開に関して職員に研修等を実施していく中で、併せて説明していく必要がある。						
今後の取組方針等						
積極的な情報公開について、真岡市で情報公開請求件数が多い発注工事の金入り設計書等に関して、積極的な公開の範囲、公開の方法、職員の事務負担を検討した上で統一の基準を作成していく。 また、基準作成後は庁内で統一の取扱いとなるよう、研修等の実施により職員に周知する。その際、情報公開制度の手続きや公開・非公開に関する内容も盛り込んだ説明を行うことで情報公開制度に関する全職員の理解促進を図る。						